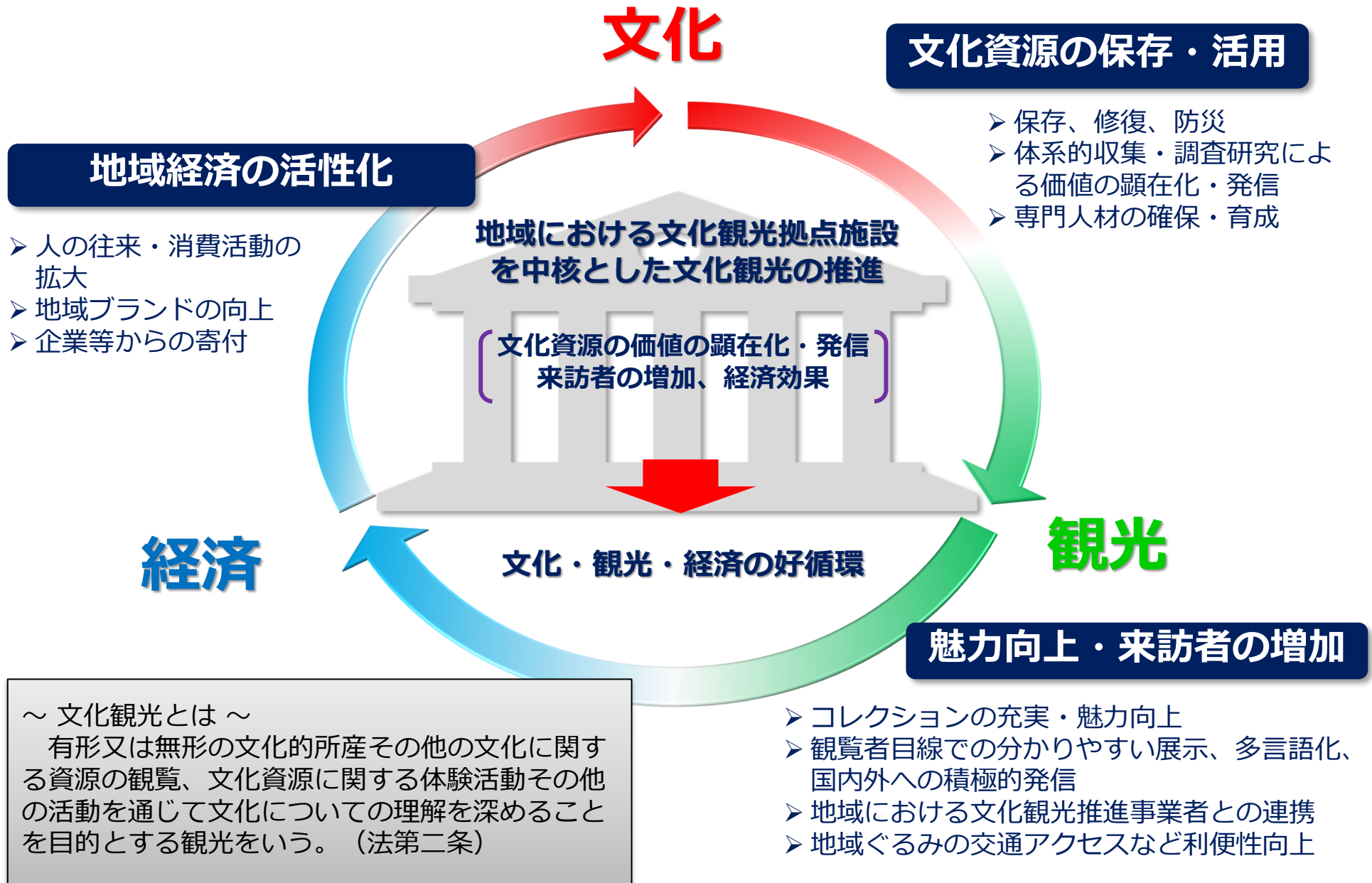


**文化観光拠点施設を中核とした
地域における文化観光の推進に関する法律
(文化観光推進法)について**

文化庁

参事官(文化観光担当)付

文化観光推進法で目指す 文化・観光・経済の好循環



文化観光政策の方向性

○文化体験などの「コト消費」

個人旅行の増加等旅行形態の多様化、「爆買い」とも呼ばれる訪日外国人旅行者の消費行動に代表される「モノ消費」から日本ならではの文化や自然等を体験・体感する「コト消費」への消費スタイルのシフト等、旅行者のニーズは日々変化。

○地方における観光振興

多くの訪日外国人旅行者を受け入れるに当っては、更なる受入環境の整備が急務である。また、訪日外国人旅行者の訪問先は依然として東京・大阪等を巡るルートに集中しており、今後、インバウンド増加の効果を全国津々浦々に届けることが課題。

課題①

- 魅力的な文化資源が存在していても、その価値を分かりやすく解説・紹介する取組や、戦略的な発信ができておらず、文化資源の保存・活用が進まない。

課題②

- 魅力的な文化資源が存在していても、交通手段が十分ではなく、国内外からの来訪が進まない。

今回の法案における対応

- 国等による文化資源の公開への協力
- 国・地方公共団体・国立博物館等による助言等
- 日本政府観光局（J N T O）による海外宣伝等
- 文化財の登録の提案
- 交通アクセスの向上

地域の様々な文化資源を磨きあげることで文化についての理解を深める機会を充実させ、これによる国内外からの観光旅客の来訪を促進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出す。

文化観光推進法の主な内容

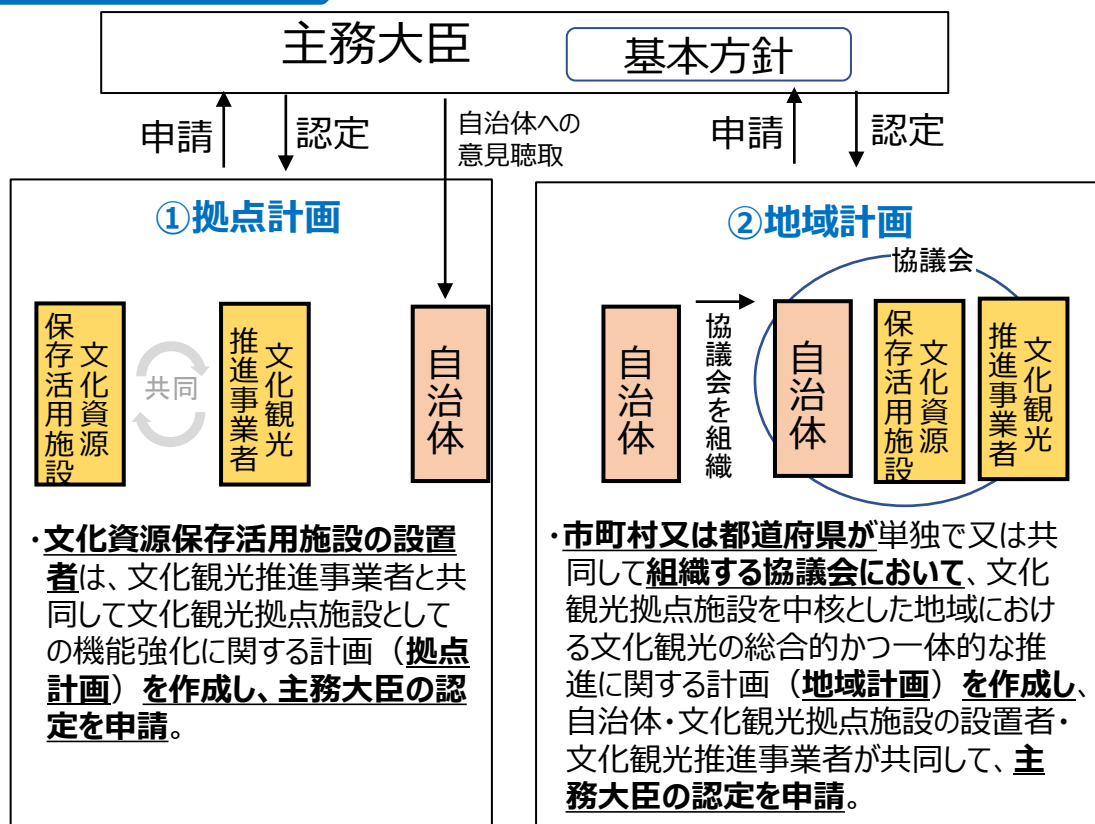
- 「文化観光」：文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光
- 「文化観光拠点施設」：
博物館等の文化施設のうち、文化についての理解を深めるための解説紹介を行い、観光関係者と連携することにより、地域における文化観光の推進の拠点となるもの
- 主務大臣（文部科学大臣及び国土交通大臣）が策定する基本方針に基づく拠点計画・地域計画を認定
 - ・文化施設による「拠点計画」、自治体が組織する協議会による「地域計画」の2種類
 - ・手上げ方式（意欲ある主体が申請）、設置主体（国・公・私）や規模を問わない
- 認定計画に基づく事業に対して、法律上の特例措置や予算支援を行う
 - ・国や国立博物館が所有する文化資源を文化観光拠点施設において公開するよう協力
 - ・共通乗車船券等の交通アクセスの向上に係る手続き簡素化など、従来の文化政策では対応できなかった特例措置
 - ・「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」等による支援

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の概要

趣 旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

法案のスキーム



文化資源保存活用施設：博物館、美術館、社寺、城郭等

文化観光推進事業者：観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等

文化観光拠点施設：文化資源保存活用施設が、文化観光推進事業者と連携し、文化についての理解を深めるための解説紹介を行う

認定による国等の支援

法律上の特例措置

- ・共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置
- ・文化財の登録の提案に関する特例措置
- ・国・地方公共団体・国立博物館等による助言、
- ・（独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝
- ・国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

予算上の措置

- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業
 - ・令和4年度予算額：2,070百万円
 - ・積算件数：45件程度
 - ・補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2/3
 - ・国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

（各計画において行われる事業のイメージ）

①文化資源の魅力増進

- ・地域の文化資源の調査研究・資料・コレクションのデータベース化
- ・鑑賞しやすい展示改修・専門人材確保

②理解を深めるのに資する取組

- ・展示品のわかりやすい解説紹介・多言語アプリ、オーディオガイド
- ・VR・AR等の体験型コンテンツ・ガイドツアー事業・専門人材確保

③利便の増進

- ・地域内の周遊バス借上・キャッシュレス、Wi-Fi整備
- ・バリアフリー整備（スロープ等）・館内案内の多言語化

④物品の販売提供、他施設との連携

⑤国内外への宣伝

※施行期日：令和2年5月1日

文化観光推進法における支援について

法律上の措置

拠点計画及び地域計画が対象

1. 国等による文化資源の公開への協力

国や国立博物館は、その所有する文化資源を文化観光拠点施設において公開するよう協力。

2. 交通アクセスの向上

共通乗車船券の発行に必要な届出のワンストップ化や、道路運送法・海上運送法における事前届出を事後届出で足りることとするなど手続の簡素化を行う。

3. 日本政府観光局（J N T O）による海外宣伝等

認定を受けた拠点計画・地域計画における文化観光拠点施設や地域について、日本政府観光局が海外向けプロモーション等を行う。

4. 国・地方公共団体・国立博物館等による助言等

認定を受けた拠点計画・地域計画に関し、国立博物館等が多言語化やICTを活用した展示等について助言等を行うとともに、国・地方公共団体が計画の円滑な実施のために助言等を行う。

5. 文化財の登録の提案

地域計画の認定を受けた地方公共団体が、文化財の専門的な調査を行い、価値があると認められた場合に、文化財登録原簿への登録を提案できる。

地域計画のみが対象

予算措置

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

認定を受けた拠点計画・地域計画に基づき実施される事業に対し、博物館コレクション等の磨き上げ（調査・データベース・多言語化等）、Wi-Fi・キャッシュレスの整備、学芸員等の確保、バリアフリー、展示改修等の整備等について支援を行う。

税制措置

○博物館に美術品を譲渡・寄附した際の所得税の特例措置の創設

認定を受けた拠点計画・地域計画に基づく事業の実施のために独立行政法人・地方独立行政法人に個人が美術品を寄附する際の非課税特例適用に係る手続を簡素化

地方財政措置

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に係る地方負担に対する特別交付税措置

文化観光拠点施設の定義

○「文化観光拠点施設」とは、文化資源の保存及び活用を行う施設のうち、①国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう当該文化資源の解説及び紹介をするとともに、②地域の文化観光の推進に関する事業を行う者と連携することにより、当該地域における文化観光の推進の拠点となるものをいう。

①国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう当該文化資源の解説及び紹介をする

○文化資源の由来、他の文化資源との関連性、歴史上・芸術上・学術上・観賞上の価値などの魅力を適切に伝える。

文化資源の展示、上演、行事の開催を行うだけでなく、文化資源の文化的・歴史的背景や価値をストーリー性を持って適切にわかりやすく表現

○情報通信技術の活用を適切に考慮する。

オーディオガイドや2次元コード等を活用したスマートフォン・タブレット端末での解説・紹介の提示、VR等を活用した体験プログラムなど情報通信技術を適切に活用

○外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に多言語化を行う。

どのような国・地域からの来訪者が多いか等を把握した上で、英語だけではなく、多言語化を行う

②地域の文化観光の推進に関する事業を行う者と連携する

○観光地域づくり法人(DMO)、観光協会、旅行業者等の民間事業者、自治体の観光部局など、地域において文化観光の推進を戦略的に行うための企画・立案ができる者とともに以下のことを行う。

- ・多様な関係者との連携体制の構築
- ・各種データの収集・分析、これに基づく事業の方針の策定
- ・PDCAサイクルの確立

※施設の設置者が自治体の場合には、事業実施体制に観光部局が含まれていることをもって足りる。

○地域の交通事業者、商店街、宿泊施設等の文化観光推進事業者とともに事業の企画及び実施を行う。

観光地域づくり法人(DMO)の形成・確立

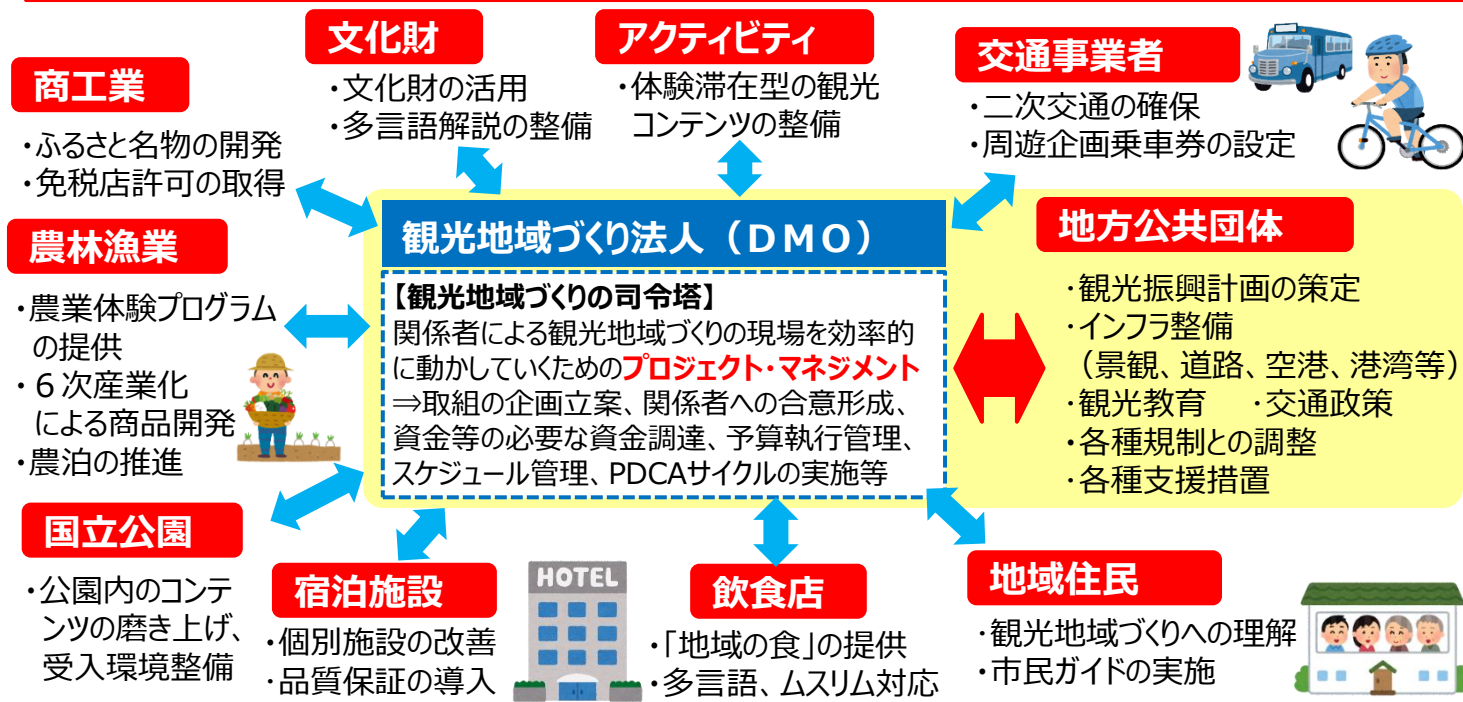
観光地域づくり法人(DMO)

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人

DMO : Destination Management/Marketing Organization

地域の関係者を巻き込んだ体制の構築

観光地域づくり法人(DMO)を中心とし、地域の関係者が主体的に参画した体制を構築



ターゲティング等の戦略策定

観光コンテンツの造成

受入環境の整備

地方誘客・旅行消費拡大

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進のイメージ

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ

●文化資源の魅力向上

- ・文化資源の調査研究
- ・文化資源のデータベース化
- ・鑑賞しやすい展示改修
- ・専門人材確保



●文化理解を深める措置

- ・分かりやすい解説紹介
- ・多言語アプリ、オーディオガイド導入
- ・VR・AR等の体験型コンテンツ造成
- ・ガイドツアー事業
- ・専門人材確保



背景情報も含めて
多言語で解説

●利便性の向上

- ・館内案内の多言語化
- ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
- ・バリアフリー整備（スロープ等）
- ・夜間・早朝イベントコンテンツ造成
- ・主要駅等から施設へのバス借上



トイレの洋式化



キャッシュレス決済

●ショップ・カフェの充実

●国内外への宣伝

- ・ウェブ等での発信
- ・JNTOとの連携事業
- ・専門人材確保

地域計画において実施する事業のイメージ

●総合的な文化資源の魅力向上

- ・地域の文化資源の調査研究
- ・地域内の複数の文化施設や文化資源を連携させた誘客イベント等の企画



駅・空港・港



文化施設



文化資源



文化施設

●利便性の向上

- ・共通乗車船券の販売
- ・臨時便の運行
- ・多言語案内、キャッシュレス
Wi-Fi整備



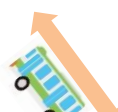
多言語ガイド



文化資源



文化資源



●国内外への宣伝

- ・ウェブ等での発信
- ・JNTOとの連携事業
- ・専門人材確保

●文化施設と事業者の連携

- ・文化体験や宿泊のパッケージツアーの企画
- ・商店街との共同イベント
- ・特産品の開発



※文化施設等が拠点計画を、市町村・都道府県等が地域計画を、それぞれ申請することとなるが、市町村・都道府県が組織する協議会において、拠点計画案と地域計画案を一緒に議論することも可能。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針 概要①

基本方針の位置付け

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、文部科学大臣及び国土交通大臣は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針を定める。

主な内容

1. 意義及び目標

- 我が国には、文化財をはじめ、有形・無形の貴重かつ魅力のある文化資源が多く存在。これらの文化資源の保存・修復などを適切に進めていくことは大前提であるが、その上で、多くの人々に文化資源の魅力を伝えることによって、文化を保存・継承・発展させ、新たな文化の創造につなげることができる。
- 文化の振興を起点として、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興を図り、さらには人の往来や購買・宿泊等の消費活動の拡大などを通じた地域の活性化を実現することで、これを新しい文化の創造も含めた文化の振興に再投資される好循環を創出する。
- このような好循環を創出する原動力となるのは、様々な文化資源の魅力に触れることで文化への理解を深める機会を、国内外からの幅広い来訪者に提供することである。このような取組を、「文化観光」と位置付け、文化資源の保存及び活用を行う博物館、美術館、寺社、城郭等の文化施設を「文化観光拠点施設」として中核に据えた地域の事業者も含めた地域一体の取組に対し、法に基づく特別の措置その他の総合的な支援を行う。
- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進の目標は以下の通り。
我が国の各地域において、
 - ・文化の振興を起点として、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出すること
 - ・文化観光拠点施設、文化観光推進事業者、地方公共団体の連携体制が構築されること
 - ・魅力ある文化について多くの来訪者の理解が深まり、満足度が高まること
 - ・文化観光拠点施設及び地域への国内外からの来訪者が増加すること。特に国外からの来訪者が今後10年間で現在の2倍程度まで増加すること

2. 文化観光拠点施設機能強化事業に関する基本的な事項

- 文化観光拠点施設は、さまざまな年齢層、国籍や文化背景を持つ者、障害者など国内外からの幅広い来訪者に文化資源の魅力を分かりやすく解説・紹介する施設として、文化観光推進事業者と連携し、地域における文化観光の推進の拠点となる。
- 拠点計画において、法第2条第3項で規定する以下の「文化観光拠点施設機能強化事業」を実施。

- | | |
|---|--|
| 1 文化資源保存活用施設における文化資源の魅力の増進に関する事業
【文化資源の魅力の調査、所有するコレクションの充実、人材育成・確保 等】 | 4 文化資源保存活用施設が保存及び活用を行う文化資源に関する工芸品、食品その他の物品の販売又は提供に関する事業
【ミュージアムカフェ、ショップの充実、近隣店舗等との連携 等】 |
| 2 文化資源保存活用施設における情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業
【ストーリー性のある分かりやすい解説・紹介、情報通信技術の活用、多言語対応 等】 | 5 国内外における文化資源保存活用施設の宣伝に関する事業
【ホームページ等の情報発信環境の整備、海外への情報発信 等】 |
| 3 文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の文化資源保存活用施設の利用に係る文化観光に関する利便の増進に関する事業
【移動の利便性、施設利用の利便性の向上 等】 | 6 前各号の事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業
【1～5の事業を実施する際に必要となる施設・設備の更新 等】 |

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針 概要②

3. 地域文化観光推進事業に関する基本的な事項

○ 文化観光の推進を総合的かつ一体的に図ろうとする地域においては、地方公共団体、文化観光拠点施設、文化観光推進事業者等が有機的に連携し、地域が一体となって文化観光の推進に取り組み、地域の活性化に寄与する。

○ 地域計画において、法第2条第4項各号で規定する以下の「地域文化観光推進事業」を実施。

- | | |
|--|---|
| 1 地域における文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業
【文化資源の把握、ストーリー性のある解説・紹介、地域一体のアート空間の創出、高校・高専等の教育機関と連携した解説・紹介、人材育成・確保 等】 | 3 地域における文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設と飲食店、販売施設、宿泊施設その他の国内外からの観光旅客の利便に供する施設との連携の促進に関する事業
【商店街、宿泊施設等との連携によるまち歩きの実施 等】 |
| 2 地域内を移動する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の地域における文化観光に関する利便の増進に関する事業
【移動の利便性、地域内の施設等の利用の利便性の向上 等】 | 4 国内外における地域の宣伝に関する事業
【ホームページ等の情報発信環境の整備、海外への情報発信 等】 |
| | 5 前各号の事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業
【1から4の事業を実施する際に必要な施設・設備の更新 等】 |

4. 文化観光拠点施設の機能強化に関する計画（拠点計画）の認定に関する基本的な事項

○ 拠点計画の作成及び申請は、文化資源保存活用施設の設置者が、文化観光推進事業者と共同で行う。

○ 認定に関する基準は以下の通り。認定基準を満たさなくなった場合は、当該認定を取り消す。

- | | |
|---|---|
| 1 基本方針に照らして適切なものであること。 | 3 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 |
| 2 当該拠点計画の実施が当該文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に寄与するものであると認められること。 | 4 地域計画が当該文化資源保存活用施設の所在する地域について定められているときは、当該地域計画に照らして適切なものであること。 |

5. 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図るための計画（地域計画）の認定に関する基本的な事項

○ 地域計画の作成は、市町村又は都道府県が協議会を組織して行う。

○ 協議会の構成員は、次の通り。地域住民、地域の文化に関する学識経験者、地域の産業界など幅広い関係者が地域計画の作成に関与することによって、地域の実情を踏まえ、地域に支えられた持続可能な形で文化観光を推進していくことが望ましい。

○ 認定に関する基準は以下の通り。認定基準を満たさなくなった場合は、当該認定を取り消す。

- | |
|---|
| 1 基本方針に照らして適切なものであること。 |
| 2 当該地域計画の実施が計画区域における文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進に寄与するものであると認められること。 |
| 3 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。ついて定められているときは、当該地域計画に照らして適切なものであること。 |

6. 関連する文化の振興に関する施策及び観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項

○ 文化財保護法や観光圏整備法については、それぞれの計画や取組を参考にする。

7. その他文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する事項

○ 文化観光の推進に当たっては、文部科学省及び国土交通省をはじめとする関係省庁が連携することで、予算、税制、手続きの簡素化を図る。

拠点計画記載事項①

(1) 基本的な方針

- ・文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出するために、文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化にどのように取り組むかについて、基本的な方針を記載する。
- ・その際、文化資源保存活用施設を取り巻く現状として、主要な文化資源の特定、観光客の動向、他の文化資源保存活用施設(他地域の先進事例などを含む)との比較などを行った上で、取組を強化すべき事項及びその基本的な方向性について記載する。

(2) 目標

- ・(1)の基本的な方針に沿って、文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出するために拠点計画で達成する目標について、どのような事業をどの程度実施すべきか客観的に判断できるよう、具体的に設定する。
- ・文化についての理解を深められることによる来訪者の満足度の向上、国内外からの来訪者数の増加(特に、国外からの来訪者数については、今後10年間で2倍程度まで増加するよう、計画期間に応じて適切に目標を設定すること)に加え、例えば、リピーター率の上昇等について、実施する事業の効果を適切に評価するための明確な目標を設定する。

(3) 目標を達成するために行う文化観光拠点施設機能強化事業の内容、実施主体及び実施時期

- ・事業の内容及び実施主体を明確にする(特に、法に基づく特例を受けようとする場合は、その対象を極力具体的に示す。)
- ・実施時期は、(5)の計画期間内において、いつ実施するかを明確にする。

(4) 文化観光拠点施設機能強化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

- ・事業の実施に必要な経費を整理し、その調達方法(国からの支援を含む)を明確化する。その際、事業の内容に応じて、関係事業者の協力を得て実施する。
- ・観覧料金等に関しては、国内外の参考事例なども踏まえ、その魅力に見合った価格を設定する。
- ・計画期間中に実施する取組は、計画終了後も継続していくことが重要であり、その見込みを記載する。

拠点計画記載事項②

(5) 計画期間

- ・文化観光の推進に集中的に取り組む期間とし、おおむね5年以内とする。

(6) 計画の名称

- ・拠点計画について、対外的に分かりやすく発信することに資する名称を付与する。

(7) 実施体制

- ・拠点計画が円滑かつ確実に実施されるための体制について記載する。

(8) 目標の達成状況に係る評価

- ・(2)において設定した目標の達成状況をどのように評価するかについて記載する。
- ・評価については、5年の計画期間を設定する場合は計画開始後おおむね3年程度を目途に行い、これよりも短い計画期間である場合は、その目標の達成状況の確認が可能となった時点で行う。

拠点計画の認定基準

【拠点計画認定基準】

(1) 基本方針に照らして適切なものであること

- ・拠点計画は、地域における文化観光の推進の拠点たる文化観光拠点施設としての機能強化を図るものであるため、拠点計画による文化観光の推進が、文化観光拠点施設への裨益に留まらず、その所在地域における文化観光の推進にも裨益するような計画であること。
- ・文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環の創出に向けた文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能強化に関する基本的な方針が明確となっており、どのような文化観光拠点施設機能強化事業をどのように実施するのか、また事業の効果を検証できる適切な目標が設定されているか、が確認できるものであること。

(2) 拠点計画の実施が文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に寄与するものであると認められること

- ・拠点計画に基づき実施する事業が、文化観光拠点施設としての機能強化に寄与するものであることが合理的に説明されていること。ただし、新規で行う事業に限らず、一部の事業について既に十分に実施していることが拠点計画に記載されている場合には、その内容も含めて確認することとする。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

- ・事業の主体が具体的に特定され、事業の内容及びスケジュールが具体的かつ明確であること。
- ・事業実施のための必要な資金額やその調達方法が明らかであり、かつ、計画終了後も必要な取組を継続できる見通しがあること。

(4) 地域計画がある場合は、地域計画に照らして適切なものであること

- ・地域が一体となって文化観光の推進を促進する観点から、拠点計画を作成する前に、認定地域計画が当該文化資源保存活用施設の所在する地域において作成されている場合には、当該認定地域計画の基本的な方針や目標、計画期間等と整合性がとれていること。
- ・拠点計画の作成が先に行われ、のちに地域計画が作成される場合は、地域計画を作成する協議会において、拠点計画と地域計画の整合性が保たれるよう検討を行い、必要に応じて拠点計画の変更を行うこと。
- ・拠点計画と地域計画が同時に作成される場合は、地域計画を作成する協議会において、拠点計画の内容も確認し、両者の整合性が保たれるよう検討を行うこと。

地域計画記載事項①

(1) 地域計画の区域

- ・どの区域を範囲として文化観光を推進するのかを特定する。区域の広さについては特段の制限は設けないこととする。
- ・その際、中核となる文化観光拠点施設の魅力を最大限活かして地域の総合的かつ一体的な取組を行うことが可能である範囲で区域を設定するよう留意する。

(2) 中核とする文化観光拠点施設の名称及び位置

- ・地域内の文化観光拠点施設のうち、中核とするものを特定する。その際、有機的に連携した取組を行う場合には、複数の文化観光拠点施設を中核とすることができる。
- ・なお、中核とする施設については、地域計画の申請時点において必ずしも文化観光拠点施設の要件を備える必要までではなく、少なくとも地域計画の計画期間中に適切な形で文化観光拠点施設の要件を備えればよいこととする。

(3) 基本的な方針

- ・文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出するために、(2)の文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進にどのように取り組むかについて、基本的な方針を記載する。
- ・その際、地域における文化観光を取り巻く現状として、地域内の主要な文化資源の特定、観光客の動向、他の地域(先進事例などを含む)との比較などを行った上で、取組を強化すべき事項及びその基本的な方向性について作成する。

(4) 目標

- ・(3)の基本的な方針に沿って、文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出するために地域計画で達成する目標について、どのような事業をどの程度実施すべきか客観的に判断できるよう、具体的に設定する。
- ・文化についての理解を深められることによる来訪者の満足度の向上、国内外からの来訪者数の増加(特に、国外からの来訪者数については今後10年間で2倍程度まで増加するよう、計画期間に応じて適切に目標を設定すること)に加え、例えば、リピーター率の上昇等について、実施する事業の効果を適切に評価するための明確な目標を設定する。

地域計画記載事項②

(5) 目標を達成するために行う地域文化観光推進事業の内容、実施主体及び実施時期

- ・事業の内容及び実施主体を明確にする(特に、法に基づく特例を受けようとする場合は、その対象を極力具体的に示す。)
- ・実施時期は、(7)の計画期間内において、いつ実施するか明確にする。

(6) 地域文化観光推進事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

- ・事業の実施に必要な経費を整理し、その調達方法(国からの支援を含む)を明確化する。その際、子業の内容に応じて、関係事業者の協力を得て実施する。
- ・観覧料金等に関しては、国内外の参考事例なども踏まえ、その魅力に見合った価格を設定する。
- ・計画期間中に実施する取組は、計画終了後も継続していくことが重要であり、その見込みを記載する。

(7) 計画期間

- ・文化観光の推進に集中的に取り組む期間とし、おおむね5年程度とする。

(8) 計画の名称

- ・地域計画について、対外的に分かりやすく発信することに資する名称を付与する。

(9) 実施体制

- ・地域計画が円滑かつ確実に実施されるための体制について詳細に記載する。

(10) 目標の達成状況に係る評価

- ・(4)の目標設定において設定した目標の達成状況をどのように評価するかについて記載する。
- ・評価については、計画開始後おおむね3年程度を目途に行う。

地域計画の認定基準

(1) 基本方針に照らして適切なものであること

- ・文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環の創出に向けた文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針が明確となっており、どのような地域文化観光推進事業をどのように実施するのか、また、事業の効果を検証できる適切な目標が設定されているか、が確認できるものであること。

(2) 地域計画の実施が計画区域における文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進に寄与するものであると認められること

- ・地域計画に基づき実施する事業が、計画区域における文化観光拠点施設を中核とした地域の文化観光の総合的かつ一体的な推進に寄与するものであることが合理的に説明されていること。ただし、新規で行う事業に限らず、一部の事業について既に十分に実施していることが地域計画に記載されている場合には、その内容も含めて確認することとする。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

- ・事業の主体が具体的に特定され、事業の内容及びスケジュールが具体的かつ明確であること。
- ・事業実施のための必要な資金額やその調達方法が明らかであり、かつ、計画終了後も必要な取組を継続できる見通しがあること。

文化観光の推進に関する文化庁の組織

①政府における文化観光に関する一元的な相談窓口

【担当】

文化庁参事官(文化観光担当)付

電話:03-5253-4111(内線:4893)

メール:bunkakankosuishin@mext.go.jp

②文化観光に関する情報発信

○ 今後、以下の文化庁ホームページ等において、文化観光の推進に有用な情報を提供。

【文化庁ホームページ: https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/index.html】

情報提供内容のイメージ(随時更新)

・文化観光推進法や関連予算に関する情報

- 例) ・文化観光推進法の計画認定の申請に係る情報
・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業の申請に係る情報

・その他文化観光の推進に関する参考情報

- 例) ・文化財の効果的な発信・活用ガイドブック
<https://www.mlit.go.jp/common/001113438.pdf>
・歴史的資源を活用した観光まちづくり成功事例集
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kominkasupport/file/201903_02.pdf
・HowTo多言語解説文整備等
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/multi-lingual-kaisetsu.html>
・文化庁 文化観光note
<https://cultural-tourism-gov.note.jp/>

